

2 荒子保第701号-2
令和2年5月26日
(公 印 省 略)

荒川区内の保育園等に
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

荒川区長 西 川 太 一 郎

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた保育園等の
登園自粛要請への協力（依頼）について

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

荒川区では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、保護者がテレワークによる在宅勤務や自宅待機、特別休暇が可能な場合など家庭での保育が可能な世帯に対し、保育園等の登園の自粛を要請しております。

事業者の皆さまにおかれましては、区の登園自粛の趣旨をご理解いただき、登園自粛要請期間である令和2年6月30日（火）までの間、保育園等に在籍する児童の保護者の勤務について、テレワークによる在宅勤務や自宅待機、特別休暇などが可能となるよう社内就労規定を適用していただくなど、特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。